

社協だより

ONAGAWA



～女川町老人クラブ連合会 いざ、春の陣～

夏と冬、女川町老人クラブ連合会（佐藤良一会長）では、「ペタンク大会」を開催しています。夏は、10月に毎年開催される宮城県老人クラブ連合会主催の「宮城県シニアスポーツ大会」の予選を兼ねてグラウンドゴルフ大会と一緒に、そして、冬は高齢者の閉じこもり予防を目的として開催しています。

このペタンクはフランスのスポーツで、金属製のボール（室内では軟球）を投げ、目標球にどれだけ近づけられるかを競うスポーツです。

今年度も、2月に総合体育館大体育室を会場に、町内13の老人クラブから37チーム、総勢123名の元気な会員が参加し開催されました。本大会では、女川北区のコスモスクラブが2年連続優勝を飾りました。

この大会を終えると、もうじき訪れる春の足音が聞こえてきそうな・・・そんな「春を呼ぶ」大会にもなっています。

4
APRIL.2026



この広報誌の発行には、皆様から頂戴した会費と共同募金からの配分金を使わせていただいております。

～ いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～
一人ひとりの権利を守るための制度・サービス

本会では、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるように総合相談を掲げているほか、困りごとや、各種制度利用に関する相談、本会独自のサービスの提供によりサポートを行っております。ぜひ、お気軽にご相談ください。

生活安心サポート事業

本会独自のサービスとして、「生活安心サポート事業」を行っております。ぜひ、皆さま自身や皆さまの大切な方のために、この事業をご活用ください。

【対象者】

女川町にお住まいの方で、判断能力はあるものの、身体的な理由や様々な理由で家族や親族等から支援を受けることができない方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 日々の生活の中でお金の管理が必要な方
- (2) サービスなどの利用や手続きで支援が必要な方
- (3) 本会会長が支援の必要性を認める方

【サポート内容 (事業内容)】

- (1) 通帳や保険証などの預かり
- (2) 日常における支払いなどお金の管理
- (3) 生活の中で必要な手続きなどのお手伝い
- (4) 福祉サービスを利用する際のお手伝い
- (5) 電話や訪問による定期的な安否確認
- (6) 医療機関などへの受診同行や入退院のお手伝い
(身元保証は除く)

【事業の流れ】



①まずは、**利用を希望される方と面談**をさせていただき、どのような支援が必要なのかなど生活状況を踏まえてお話を伺わせていただきます。また、事業内容についても説明をさせていただきます。そのうえで、利用を希望される場合は、利用申込をさせていただきます。



②本会で、**利用の可否について決定・支援計画の作成**をいたします。また、利用不可となった場合でも、その方に必要な制度やサービスにつながるまで、本会でサポートいたします。



③**利用希望者と本会との契約締結**を行います。

利用途中でサービス内容を変更したい場合は、契約内容を変更することも可能です。

【利用料金】

業 務 内 容	利 用 料
(1) 通帳等 (通帳、印鑑、健康保険者証等) の預かり	月額 700円
(2) 日常における金銭管理業務 (3) 生活全般における各種手続き等の支援業務 (4) 福祉サービス利用に関する支援業務 (5) 定期的な訪問による安否確認	月額 700円
(6) 医療機関等の受診や入退院に係る支援業務 (ただし、入院又は施設入所に係る身元保証は除く。)	1回につき 2,000円
(7) その他支援に必要と思われる業務	1回につき 2,000円

※生活保護受給者の方は、利用料金を2分の1減免とさせていただきます。

日常生活自立支援事業 まもりーぶ

日常生活自立支援事業「まもりーぶ」は、「まもる」と「びりーぶ」を組み合わせた愛称で呼ばれています。高齢の方や障害を持った方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝い、書類等のお預かりをする事業です。

こんなことにお困りではないですか？

役場から届く書類の手続きの仕方が分からない。



通帳など大事な書類をなくしてしまうかもしれない。

●サービスを利用できる方

○認知機能に低下が見られる高齢者や、知的障害、精神障害のある方などで、判断能力が十分でない方

○契約の意思があり、契約の内容を理解できる方

※認知症の診断を受けていない方や障害者手帳を取得していない方も利用できます。

【対象外となる方】 身体障害があるものの、判断能力に問題のない方

または、お金の管理が苦手だが、判断能力に問題のない方（浪費癖の方）



●基本料金

基本料金	1か月/700円
サービス料金	60分まで/1,200円 以後、30分毎に600円を加算
書類お預かり料	1か月/300円
サービス提供にかかる旅費	車の走行距離に応じた料金

※基本料金とお預かり料は毎月かかります。

※サービス料金・旅費は、申請手続きにより、生活保護世帯は全額、市町村民税非課税者は半額が免除になる場合があります。

※その他、引落手数料が毎月かかります。

成年後見制度^{せいねんこうけんせいど}をご存じですか？

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が低下し、契約等の法律行為において、一人では物事を決めることが困難になった場合に、その判断能力を補い、契約などの法律行為をサポートする仕組みです。

●成年後見制度の仕組み

成年後見制度には、任意後見制度、法定後見制度の2種類があります。

※どの類型になるかは、医師による診断書等をふまえて、家庭裁判所が決定します。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった時に備え、判断能力があるうちに、公正証書で任意後見契約を結び、任意後見人を選んでおくものです。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合を対象とします。

また、障害や認知症の程度によって、「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型に分かれています。これは、個々の判断能力の程度による類型によって、サポートできる範囲が変わってくるためです。



P2～3に関するお問い合わせは本会までご連絡ください。TEL:0225-53-4333

2026年度宮城県ボランティア活動総合補償制度 ～ボランティア保険加入のご案内～



この宮城県ボランティア活動総合補償制度は、ボランティア活動をされる方、または行事へ参加される方に対する活動時の総合補償制度で、万が一の事故に備えて加入する保険です。

●ボランティア活動保険

日本国内におけるボランティア活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより損害賠償問題が生じた場合や、ボランティア本人がケガをした場合の損害を補償する保険です。

補償内容	1. 傷害補償 2. 賠償責任補償 3. 携行品損害補償
加入対象	ボランティア活動を行う個人及び団体
保険料	●Aプラン 300円 ●Bプラン 500円 ●Cプラン700円 ●天災プラン670円 ●家族プラン800円
加入期間	2026年4月1日～2027年3月31日までの一年間 (中途加入の方は加入手続完了日の翌日0時から2027年3月31日まで)
加入手続きに必要なもの	・「ボランティア保険加入申込票兼加入者名簿」(窓口配布) ・保険料

●ボランティア・福祉活動行事保険

日本国内におけるボランティア活動や各種福祉活動の一環としてボランティア団体・非営利団体が主催する行事中に、行事参加者や主催者が偶然な事故でケガをした場合や、主催者が活動参加者などの他人の身体や財物に損害を与え、賠償責任を負った場合等を補償する保険です。

補償内容	1. 傷害保険 2. 賠償責任保険
加入対象	①傷害保険：行事主催者・行事参加者 ②賠償責任保険：ボランティア団体・福祉活動に従事する非営利団体です。
保険料	●I型(宿泊を伴わない行事) A区分30円 B区分136円 C区分266円 ★被保険者が集合場所に集合した時点から、解散場所で解散するまでが補償期間となります。 ※ただし、条件を満たす場合には、往復途上傷害危険補償特約がセットされるため、被保険者の通常の経路による集合場所までの往復途上も補償することができます。 条件については、お問い合わせください。 ●II型(宿泊を伴う行事) 1泊2日225円 2泊3日277円 3泊4日286円など ★各被保険者が行事に参加するために、自宅を出発してから通常の経路により自宅に到着するまでの間が補償期間
加入手続きに必要なもの	・「ボランティア・福祉活動行事保険開催行事報告票(兼)団体登録票」(窓口配布) ・保険料及び名簿

【ボランティア保険・ボランティア活動に関する問合せ先】

女川町ボランティアセンター TEL:0225-53-4333 (女川町社会福祉協議会内) 担当：千葉

生活支援コーディネーターの 「いいものみ～つけ！」 NO.42

令和7年度生活支援体制整備事業協議体の報告

女川町生活支援体制整備事業協議体では、地域の現状や課題について継続して話し合いを行っています。今年度、協議体・座談会等であがった地域の集いの場への参加や外出機会の減少といった課題を受け、その解決の取り組みの一環として、**コミュニケーション麻雀の集い**を開催しています。今では、参加の半数が男性を占め、集いの場・交流の場となっています。



第2層協議体

「支部長・福祉活動推進員並びに民生委員・児童委員合同会議」開催！

今回は支部長・福祉活動推進員に加えて、日頃から見守り活動や地域の中で住民からの様々な相談に対応し必要な支援へつないでいる民生委員・児童委員の方々にも参加していただき、64名での協議の場となりました。

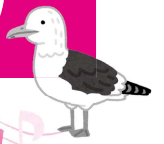
生活支援コーディネーターが平成29年度から開始した生活支援体制整備事業の歩みと振り返りから見た地域課題やニーズ等の活動状況と現状について報告し、併せて、地域包括支援センター職員から、町の高齢化の状況について話をしてもらいました。グループワークでは、各地区から出された意見を共有した中で、「自分の地区だけの課題ではなく、女川町全体に共通する課題である。」という気づきと関心が高まり、同じ課題を抱えていることが分かりました。これまで出されてきた地域課題等を町全体で考えていく必要性を改めて確認する機会となりました。

今後も、地域の声や活動を大切に、情報共有を図りながら、必要に応じて関係機関とも連携して町全体で支え合う仕組みづくりを進めていきます。





うみねこ園だより



歌声が響く楽しい新年のひととき



新年を祝う会



今年度もNHK歳末たすけあい事業からの助成をいただき、保護者のみなさんをご招待し新年を祝う会を開催しました。

石巻のカラオケまねきねこを会場にしての3年連続となるカラオケ歌合戦でしたが、今回は個人戦。点数によってどんどん順位が変わるとあって、歌い終わる度にドキドキした様子をみせたり、お母さんの歌声に嬉しそうな表情をしていたり、自分で選んだ昼食に舌鼓を打ちながら、満足した様子を見せたりと、短い時間のなかでも、楽しんでいる利用者さんの姿がありました。また、そんな様子をそばで見守る保護者のみなさんの眼差しがありました。



最後は熊野神社での初詣で締めくくり。みなさんの表情を見ていると、今年も良い年になるような気がしました。

～すきなものを食べよう!～

アトム通貨で広がる笑顔の時間



女川町婦人会（木村佳代子会長）をはじめとした地域のみなさんや、保護者の方々からご寄附いただいたアトム通貨を活用し、今年も町内のお店へ昼食会や買い物に出かけました。昼食会を行ったのは、きらら女川さん。自分でメニューを決め選んだトンカツ定食やわかめうどん等といった昼食を食べました。

お店で食べたのはかなり久しぶりのこと。テイクアウトにて食べるのとはひと味違うようで、普段は小食な利用者さんも、もりもり食べていたのが印象的でした。

ほかにも、おんまえやさんで買い物をしたり、日中一時支援事業の利用者さんは、おちゃっこクラブさんでソフトクリームを食べたりと、いろいろな経験をさせていただきました。

出かける前には、アトム通貨をご寄付いただいたおかげで開催できることをお伝えすると、真剣な顔で頷いていた利用者のみなさんでした。



アトム通貨のご支援をいただき、ありがとうございました!



こどもまんなか 児童福祉週間

〔令和8年度標語〕

【いこうぜ！みんな キラキラのあしたへ ゴーゴゴー！】



こども家庭庁では、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか児童福祉週間」と定めています。

この期間は、児童福祉の理念を普及・啓発するため、こども家庭庁や全国の自治体などがさまざまな事業や行事を行っています。なお、詳細については、こども家庭庁のホームページをご覧ください。



こども家庭庁

民生委員・児童委員の日 活動強化週間

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」とされ、5月12日から1週間を「活動強化週間」とし、民生委員・児童委員の活動を皆さんにより一層知っていただくための期間としています。

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員・児童委員は、「民生委員法」・「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された**地域福祉の中心的担い手**です。各地区の見守り役、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動しています。民生委員・児童委員の中には、**子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する主任児童委員**もいます。

どんなことを相談できるの？

高齢者介護や障害者支援、子育てのことなど、生活上のさまざまな悩み事を相談でき、内容に応じて、行政の支援や福祉サービスを紹介し、問題解決に協力します。なお、相談に関する秘密は守られるので、安心してご相談ください。

心配ごとや悩みごとについて、一人で抱え込まず、皆さんのお住まいの地域の民生委員・児童委員、または、女川町民生児童委員協議会までご相談ください。

【問合せ先】女川町民生児童委員協議会（女川町社会福祉協議会内）
担当：千葉 TEL：0225-53-4333

PR動画がYoutubeで公開されています！



5月は孤独・孤立対策強化月間です

国では、令和6年4月1日の孤独・孤立対策推進法施行を契機に、官民連携による「孤独・孤立対策官民プラットフォーム」を設置し、孤独・孤立についての理解・意識を社会全体で高めるため、毎年5月を強化月間として啓発をおこなっています。

本会でも、身近な地域における見守り活動や居場所づくりを通して、孤独・孤立の予防や解消に向けた取り組みをすすめていきます。



女川町シルバー人材センター会員登録・お仕事のご依頼お待ちしております！



令和7年4月にスタートした**女川町シルバー人材センター**は、健康維持や社会参加を目指す高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を提供し、業務を通じて会員同士のつながりと生きがいのある生活を送ることを目的にしています。

シルバー人材センターでは、**ともに活動いただける方を随時募集**しています。また、**皆さまからの仕事の依頼をお受けしております**ので、草刈りや家の掃除、お墓掃除などのご希望がありましたら、見積もり依頼無料ですので、お気軽に下記までお問合せください。

【問合せ先】女川町シルバー人材センター（女川町社会福祉協議会内）TEL:0225-53-4333

寄附金【1月1日～2月28日受付分】

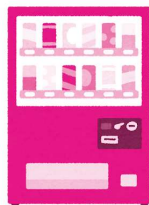
(敬称略)

行政区	氏名	金額
大沢	大沢安住実業団	10,000円
旭が丘	匿名	30,000円
三重県	四日市メリノール学院	70,000円

皆様の善意に感謝申し上げます。

皆様から頂く寄附金は、広報紙の発行や小中学校で行う福祉学習、ボランティアセンター事業や生活困窮者への支援などに充当させていただいております。

今後とも、皆様のご理解をよろしく申し上げます。



町内設置の自動販売機販売手数料をご寄附いただきました！

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 9,454円 【R7年3月～R8年2月受付分】



令和7年度

女川町赤い羽根共同募金運動の実績額

1,382,445円

令和7年10月1日からスタートした赤い羽根共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございました。

皆様からお寄せいただいた募金は、宮城県共同募金会へ送金し、宮城県内の社会福祉施設等の整備や、NPO法人への助成として活用されます。また、各市町村における行政区への配分事業や、福祉事業等でも活用させていただきます。

温かいご支援ありがとうございます！

2月27日に阿部けさ子様（大沢区）から、ひと針ひと針丁寧に手縫いされた雑巾120枚を本会へ寄贈いただきました。

けさ子様からは、雑巾を毎年寄贈していただいております。本会や地域に役立てていただきたいというお気持ちにいつも心があたたまります。雑巾については、本会の運営事業等において有効に活用させていただきます。

ありがとうございました。



地域の『今』がわかる！ホームページをご活用ください

女川町社会福祉協議会では、ホームページにて地域の福祉情報や、社協のイベント案内等を随時更新しています。

また、紙面の社協だよりでは載せきれなかった活動の詳細や、最新のお知らせを公開しています。スマートフォンからも簡単にご覧いただけますので、『女川町社会福祉協議会』で検索、または、右記のQRコードからぜひ一度チェックしてみてください！

女川町社会福祉協議会



【広報紙に関する問合せ先】 社会福祉法人女川町社会福祉協議会 TEL:0225-53-4333